

官報

号外 昭和四十五年三月三十一日

○第六十三回 参議院會議録第八号

昭和四十五年三月三十一日(火曜日)

午後六時三十三分開議

○議事日程 第八号

昭和四十五年三月三十一日

午後三時開議

第一 国家公務員等の任命に関する件

○本日の會議に付した案件

一、日航機乗っ取り事件についての運輸大臣及び外務大臣の報告

一、日程第一

一、昭和四十五年度一般会計暫定予算

一、昭和四十五年度特別会計暫定予算

一、昭和四十五年度政府関係機関暫定予算

一、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

一、自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一、柔道整復師法案(衆議院提出)

昭和四十五年三月三十一日 参議院會議録第八号 議長の報告

一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件(衆議院送付)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二十七日議長において、常任委員を左の通り指名した。

地方行政委員

初村瀧一郎君

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員

田淵 哲也君

商工委員

瓜生 清君

予算委員

大森 久司君

同

渋谷 邦彦君

決算委員

鹿島 俊雄君

議院運営委員

鈴木 省吾君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員

瓜生 清君

商工委員

田淵 哲也君

予算委員

鈴木 省吾君

同

鈴木 一弘君

決算委員

初村瀧一郎君

議院運営委員

大森 久司君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

奥村 悦造君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

初村瀧一郎君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

教育的、科学的及び文化的資材の輸入に関する協定の締結について承認を求めの件

北西大西洋の漁業に関する国際条約及び関係諸議定書の締結について承認を求めの件

全米熱帯まぐろ類委員会を設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約への加入について承認を求めの件

南東大西洋の生物資源の保存に関する条約の締結について承認を求めの件

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

輸出中小企業製品統一商標法案

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

出産手当法案(大橋和孝君外一名発議)

労働基準法の一部を改正する法律案(藤原道子君外一名発議)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

国税通則法の一部を改正する法律案

昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案

河川法施行法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

自販車道の整備等に関する法律案

不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律

国税通則法の一部を改正する法律

昭和四十五年度の税制改正に関する暫定措置法案

<p>自転車道の整備等に関する法律 不動産鑑定士特別試験及び不動産鑑定士補特別試験に関する法律 河川法施行法の一部を改正する法律 裁判所職員定員法の一部を改正する法律 皇室経済法施行法の一部を改正する法律 総理府設置法の一部を改正する法律 同日内閣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告を受領した。 去る二十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。</p>	<p>小規模企業助成法案(矢追秀彦君外一名発議) 昨三十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。</p>	<p>同 文教委員 同 運輸委員 通信委員 建設委員 同 予算委員</p>	<p>安太郎君外五名提出) 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外五名提出) 同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を地方行政委員会に付託した。 地方税法の一部を改正する法律案(阪上安太郎君外五名提出) 同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。</p>
<p>法務委員 河口 陽一君 予算委員 田村 賢作君 同 岩動 道行君 同 中津井 真君 同 萩原幽香子君 決算委員 高山 恒雄君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。</p>	<p>法務委員 岩動 道行君 大蔵委員 田村 賢作君 同 二木 謙吾君 同 林田悠紀夫君 同 小山邦太郎君 同 今 春聰君 文教委員 津島 文治君 同 鈴木 強君 運輸委員 森 勝治君 通信委員 矢野 登君 建設委員 岩動 道行君 同 河口 陽一君 同 永野 鎮雄君 同 鈴木 省吾君 同 渡辺 武君 同 山高しげり君 同 岩間 正男君 同 大森 久司君</p>	<p>同 岩動 道行君 同 田村 賢作君 同 二木 謙吾君 同 森 勝治君 同 鈴木 強君 同 林田悠紀夫君 同 小山邦太郎君 同 岩動 道行君 同 田村 賢作君 同 大森 久司君 同 岩間 正男君 同 山田 勇君 同 渡辺 武君 同 鈴木 省吾君</p>	<p>戸籍法の一部を改正する法律 利率等の表示の年利建て移行に関する法律 同日内閣から、左記の者を土地調整委員会委員に任命したので、土地調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 記 (三月二十四日任期満了の江崎千準の後任) 大山 隆</p>
<p>法務委員 (国会法第四十二 条第三項の規定 によるもの) 岩動 道行君 予算委員 永野 鎮雄君 同 河口 陽一君 同 西郷吉之助君 同 高山 恒雄君 決算委員 萩原幽香子君 同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。</p>	<p>法務委員 (国会法第四十二 条第三項の規定 によるもの) 岩動 道行君 大蔵委員 今 春聰君 同 津島 文治君 同 矢野 登君</p>	<p>同 岩動 道行君 同 田村 賢作君 同 二木 謙吾君 同 森 勝治君 同 鈴木 強君 同 林田悠紀夫君 同 小山邦太郎君 同 岩動 道行君 同 田村 賢作君 同 大森 久司君 同 岩間 正男君 同 山田 勇君 同 渡辺 武君 同 鈴木 省吾君</p>	<p>昭和三十九年度特別会計暫定予算 昭和三十九年度政府関係機関暫定予算 昭和三十九年度地方行政委員会に付託 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを地方行政委員会に付託した。 地方公営企業法の一部を改正する法律案(阪上</p>

記

(二月二十八日辞任の藤野庄蔵の後任)

古賀 忠道
(近く辞任予定の一木頼太郎の後任)

柳川 眞文

同日議長は、トルコ共和国上院議長イブラヒム・S・アタサグン氏宛、同国西部を襲つた地震に対し左の見舞電報を発送した。

貴国ゲジズにおける悲惨な災害の報に接し、まことに痛心に堪えません。

ここに参議院を代表して心からの同情の意を表します。

本日委員長から左の報告書が提出された。

昭和四十五年年度一般会計暫定予算、昭和四十五年年度特別会計暫定予算及び昭和四十五年年度政府関係機関暫定予算可決報告書

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

自然公園法の一部を改正する法律案可決報告書
柔道整復師法案可決報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件議決報告書

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

運輸大臣及び外務大臣から、日航機乗っ取り事件について発言を求められました。この際、順次

発言を許します。橋本運輸大臣。

〔国務大臣橋本登美三郎君登壇〕

○国務大臣(橋本登美三郎君) 日航機乗っ取り事件につきまして御報告申し上げます。

本日、午前七時十分、羽田発福岡行き日本航空三五便は、七時四十九分名古屋上空で、赤軍派と称する約十五名の乗客に、北朝鮮に行くよう脅迫されました。同機の乗組員は七人、乗客は百三十一人、計百三十八人です。機長石田真二君は、燃料不足のため北鮮まで行くことは不可能であると断わり、板付飛行場へ八時五十九分に着陸いたしました。

板付飛行場では空港を閉鎖し、自衛隊機を滑走路に駐機させるなど、三五便の出発を阻止すべく努力をするともに、乗客を安全に機内から取りさせるべく説得に努力いたしました。機内の状況は次第に悪化し、人命の危険を感じたらしく、十三時四十六分、老人、女子、子供二十三人をおろしたのみで、ついに十三時五十九分、石田機長独自の判断で、航空管制塔に出発承認を受けることなく、板付飛行場を離陸し、平壤へ向かいました。該機の離陸後は、安全な飛行と着陸に重点を置くこととし、このために外務省、日本赤十字社、NHK等を通じ、当該機の北朝鮮における安全な航行及び着陸並びに乗客、乗員の安全の確保について可能な限り努力をいたしてまいりました。

十四時四十分ごろ、三十八度線付近に達しましたと思われまますが、その後転進いたしました。

て、十五時十八分、ソウル金浦空港に着陸したことが大邱航空交通管制センターから福岡管制部を通じて十五時二十五分に確認されました。

着陸後の状況につきましては、「よど号」は滑走路の端に着陸したままであって、乗客及び乗員の救出は十七時十分現在、なおいまだ確認されておりませんが、韓国当局とも十分連絡をとって、情報の収集につとめるとともに、あらゆる方法を講じて乗客及び乗員の安全の確保につとめたい所存であります。

今回の不祥事件に対し、まことに申しわけない次第であります。また、不安な時間を過ごされた乗客二十三名及びその関係者の方々、また、なお現に異郷の地にあつて、機内にある乗客及びその関係者の方々に対し、衷心より御同情申し上げます。今後、かかる事件の発生を防止するため、対策を緊急に関係機関とも協議して実施いたしました所存であります。

右御報告申し上げます。

○議長(重宗雄三君) 愛知外務大臣。

〔国務大臣愛知揆一君登壇〕

○国務大臣(愛知揆一君) 本件の日航機が韓国の金浦空港に十五時十七分到着した入報とともに、外務省といたしましては、時を移さず、直ちに現地の韓国大使館及び在ソウルわがほう大使館を通

じ、韓国政府に対し、乗客、乗員の安全を確保するための万全の措置をとるよう要請することにも、乗客、乗員がすみやかに、できれば本日中にも日本へ帰国できるより、あらゆる協力を要請をいたしました次第でございます。韓国政府といたしましては、あらゆる努力を傾倒してくれておりますが、なお緊密な連絡を十分とりまして、政府としても最善の努力をいたしたいと存じております。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 日程第一、国家公務員等の任命に関する件。

内閣から、土地調整委員会委員に大山隆君を、中央更生保護審査委員会委員に古賀忠道君、柳川眞文君を

任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、土地調整委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、これに同意することに決しました。

昭和四十五年三月三十一日 参議院會議録第八号 議事日程追加の件 昭和四十五年度一般会計暫定予算外二件

○議長(重宗雄三君) 次に、中央更生保護審査会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、全会一致をもつてこれに同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

昭和四十五年度一般会計暫定予算。

昭和四十五年度特別会計暫定予算。

昭和四十五年度政府関係機関暫定予算。

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長堀本宜実君。

審査報告書

昭和四十五年度一般会計暫定予算

昭和四十五年度特別会計暫定予算

昭和四十五年度政府関係機関暫定予算

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十五年三月三十一日

予算委員長 堀本 宜実

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十五年度一般会計暫定予算、昭和四十五年度特別会計暫定予算及び昭和四十五年度政府関係機関暫定予算は、昭和四十五年四月一日から同年四月十八日までの期間にかかる暫定予算であつて、昭和四十五年度本予算が年度内に成立することが困難となつたことに伴う応急的な措置として編成されたものである。

暫定予算の編成方針は、本予算が成立するまでの応急措置であることにかんがみ、人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定の施策に基づく経費を計上することとし、新規施策にかかる経費は原則として計上しないこととしているが、教育及び社会政策上の配慮等から、暫定予算期間中といえども放置することが適当でないものについては、特にこれを計上することとしている。

また、経費の積算の基礎は、原則として昭和四十四年度予算を基準としているが、法令に基づく義務的経費等については昭和四十五年度提出予算を基準としている。

昭和四十五年度一般会計暫定予算の総額は、

歳入千五百五十億七千六百二十八万四千元、歳出六千六百十六億八千九百六十四万二千円であつて、差し引き四千五百六十六億一千三百三十五万八千円の歳出超過となるが、その資金繰りについては、大蔵省証券を五千億円まで発行できるとして行っている。

特別会計については、造幣局特別会計ほか四十一の特別会計、政府関係機関については日本専売公社ほか十三の機関について一般会計に準じて暫定予算を編成し、歳入もしくは収入の金額が歳出もしくは支出の金額に不足する場合は、それぞれの特別会計法、公社法の規定に基づき一時借入金、借入れや資金に属する現金の繰替使用等で賄うこととしている。

右の措置は、本予算の成立遅延に伴うやむを得ない措置であり、おおむね妥当なものと認められる。

昭和四十五年度一般会計暫定予算

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年三月三十日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十五年度特別会計暫定予算
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年三月三十日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十五年度政府関係機関暫定予算
右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年三月三十日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

〔堀本宜実君登壇、拍手〕

○堀本宜実君 ただいま議題となりました昭和四十五年度暫定予算三案の予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

今回の暫定予算は、昭和四十五年度本予算の年度内成立が困難な事情にありますので、国政の運営に支障を来たさないよう、四月一日から四月十八日までの期間について編成されたものであります。

暫定予算の編成方針といたしましては、本予算成立までの応急的な措置でありますために、経常的な人件費、事務費並びに義務的な既定経費等、必要最小限度のものにとどめ、新規の施策にかかる経費は原則として計上しないこととしております。ただ、教育及び社会政策上の配慮等か

ら、暫定予算の期間といえども放置することが適当でないものは特に計上いたしておるのであります。

また、歳入につきましては、租税及び印紙収入千二百八十四億円、税外収入三十六億円のほか、前年度剰余金受け入れ二百三十億円と暫定予算の期間中に見込まれまする額を計上いたしております。

以上のような内容により編成されました一般会計予算の歳出総額は六千六百六十六億円、歳入総額は千五百五十億円でありまして、差し引き四千五百六十六億円の歳出超過となっておりますが、国庫の資金繰りにつきましては、必要に応じ大蔵省証券を五千億円まで発行できることといたしております。

なお、また、特別会計及び政府関係機関につきましては、一般会計に準じて暫定予算を編成しております。

これら暫定予算は、三月二十六日国会に提出せられ、予算委員会におきましては、昨三十日衆議院よりの送付を待って、本日、福田大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、直ちに佐藤内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し質疑を行ないました。

以下、その概要を簡単に申し上げます。まず、暫定予算に直接関係のある問題として、政府は暫定予算には政策的な経費を組まないといいながら、一般会計から産投会計へ八十億円の繰り入れをしているのはどういふわけかとの質疑が

ありました。これに対し、福田大蔵大臣より、四十五年度本予算で産投会計から輸出入銀行へ七百六十億円を出資することになっているが、本予算の成立がおくれることとなったので十八日分の約二倍に当たる八十億円を暫定予算に計上した。輸銀では業務の性格上、年度開始当初から低利な資金を必要とするので、四十三年度の暫定予算でも同じ趣旨で五十億円を計上した前例もあり、特に政策的配慮から行なつたものではないとの答弁がありました。また、この暫定予算では、大蔵省証券の発行限度額を五千億円としているが、これは一般会計暫定予算の歳出超過見込み額四千五百六十六億円をこえている。五千億円計上したのは国庫の資金繰りが苦しいためか、それともほかに理由があるのかとの質疑がありました。これに対し、福田大蔵大臣は、大蔵省証券の発行限度額を五千億円としたのは四十五年度本予算で限度額を五千億円としているので、暫定予算においても一応これを発行限度額とした。ただし、国庫余裕金が十分あるので、現実には証券の発行は僅少にとどまるものと考えているとの答弁がありました。このほか、今朝、突如発生を見た日航機墜つ取り事件の善後措置、万国博で頻発する事故の対策、公害問題、特に公害罪立法化の見直し、ソ連の爆撃演習に対する申し入れの経過、日雇い健保の不正取り締まり、繊維の輸出規制、スモン病対策、米の減産対策並びに農産物の自由化対策、国鉄財政再建策、全線開発と地域開発の関係、特に東北地域開

発の問題、物価問題、日本の国連改革案等々、内政、外交にわたる問題について熱心な質疑が行なわれたのでありますが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、直ちに採決に入りまして。採決の結果、昭和四十五年度暫定予算三案は、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、三案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長(栗原祐幸君)の報告を求めます。大蔵委員長栗原祐幸君。

昭和四十五年度一般会計暫定予算外二件 議事日程追加の件 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

〔審査報告書は都合により第十一号末尾に掲載〕

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十五年三月二十六日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「昭和四十五年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔栗原祐幸君登壇、拍手〕

○栗原祐幸君 ただいま議題となりました法律案は、引き揚げ者等に対する特別交付金の請求期限を明年三月三十一日まで一年間延長しようとするものであります。

昭和四十五年三月三十一日 参議院會議録第八号 議事日程追加の件 自然公園法の一部を改正する法律案外一件

委員会における審査の詳細は會議録に譲りたいと存じます。

採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出)。

柔道整復師法案(衆議院提出)。

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐野芳雄君。

〔審査報告書は都合により第十一号末尾に掲載〕

自然公園法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十五年二月二十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

自然公園法の一部を改正する法律案

自然公園法の一部を改正する法律

自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「風景地」の下に「海中の景観地を含む。以下同じ。」を加える。

第十七条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「区域」を「区域(海面を除く。)」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。
(海中公園地区)

第十八条の二 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の海中の景観を維持するため、公園計画に基づいて、その区域の海面内に、海中公園地区を指定することができる。

2 第十条第三項及び第四項の規定は、海中公園地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 海中公園地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては厚生大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該海中公

園地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為又は第一号、第四号及び第五号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業を行なうために必要とされるものは、この限りでない。
一 第十七条第三項第一号、第三号及び第五号に掲げる行為
二 熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する動植物で、国立公園又は国定公園ごとに厚生大臣が農林大臣の同意を得て指定するものを採捕すること。
三 海面を埋め立て、又は干拓すること。
四 海底の形状を変更すること。
五 物を係留すること。
4 海中公園地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該海中公園地区内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

5 海中公園地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。
6 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。

一 公園事業の執行として行なう行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの

第十九条中「第十七条第三項」の下に、「第十八条第三項」を加える。

第二十条第一項中「特別地域に含まれない区域」を「特別地域及び海中公園地区に含まれない区域」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第一号、第三号、第五号及び第六号に掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行なうために必要とされるものをしよるとする者は、この限りでない。

第二十条第一項に次の二号を加える。

五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること
(海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。)

六 海底の形状を変更すること(海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。)

第二十条第二項中「前項各号に掲げる行為」を「前項の規定により届出を要する行為」に改め、同条第五項第三号中「若しくは国定公園」を「国定公園若しくは海中公園地区」に改める。

第二十一条中「若しくは第十八条第三項」を「第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項」に改める。

第二十二条第一項中「若しくは第十八条第三

項」に改める。

項」を「第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項」に改め、同条第二項中「第十八条第三項」の下に「第十八条の二第三項」を、「第十八条第三項各号」の下に「第十八条の二第三項各号」を加える。

第二十四条第一項及び第二項中「特別地域」の下に「海中公園地区」を加える。

第三十四条第一項中「第十八条第三項」の下に「第十八条の二第三項」を加え、「を受けた者であつて、その処分を削り、「又は採石業」を「採石業又は砂利採取業」に改める。

第三十五条第一項中「若しくは第十八条第三項」を「第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項」に改める。

第三十九条第一項中「若しくは特別保護地区」を「特別保護地区若しくは海中公園地区」に改める。

第四十条第一項中「行方」を「行なり」に、「又は第十八条第三項」を「第十八条第三項又は第十八条の二第三項」に改め、同条第二項中「若しくは第五項」の下に「第十八条の二第四項若しくは第五項」を加える。

第四十五条中「基く」を「基づく」に改め、「を受けた者であつて、その処分を削り、「又は採石業」を「採石業又は砂利採取業」に改める。

第五十条第一号中「又は第十八条第三項」を「第十八条第三項又は第十八条の二第三項」に改

昭和四十五年三月三十一日 参議院会議録第八号

自然公園法の一部を改正する法律案外一件

める。
第五十二条第四号及び第五号中「特別地域」の下に「海中公園地区」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。
第五号第十三号の五中「特別保護地区」の下に「海中公園地区」を加え、同条第十三号の六中「及び特別保護地区」を「特別保護地区及び海中公園地区」に改める。

〔審査報告書は都合により第十一号末尾に掲載〕

柔道整復師法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和四十五年三月十七日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

柔道整復師法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 免許(第三条―第九条)
- 第三章 試験(第十条―第十四条)
- 第四章 業務(第十五条―第十八条)

第五章 施術所(第十九条―第二十三条)
第六章 雑則(第二十四条・第二十五条)
第七章 罰則(第二十六条―第二十九条)
附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、柔道整復師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「柔道整復師」とは、都道府県知事の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいう。

2 この法律において「施術所」とは、柔道整復師が柔道整復の業務を行なう場所をいう。

第二章 免許
(免許)
第三条 柔道整復師の免許(以下「免許」という)は、柔道整復師試験(以下「試験」という)に合格した者に与える。

(欠格事由)
第四条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。
一 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者
二 伝染性の疾病にかかつている者
三 柔道整復の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者
四 素行が著しく不良である者

(免許証の交付)
第五条 都道府県知事は、免許を与えたときは、

柔道整復師免許証(以下「免許証」という)を交付する。

(柔道整復師名簿)
第六条 都道府県知事は、柔道整復師名簿を作成し、当該都道府県の区域内に住所を有する柔道整復師の氏名、住所、本籍その他厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

(氏名等の変更の届出)
第七条 柔道整復師は、氏名、住所又は本籍を変更したときは、その日から一箇月以内に、その旨を住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

(免許の取消し等)
第八条 柔道整復師が、第四条各号のいずれかに該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えることが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

3 都道府県知事は、第一項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。
(政令への委任)
第九条 この章に規定するもののほか、免許の申

請並びに免許証の交付、書換を交付、再交付及び返納に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 試験

(試験の実施)

第十条 試験は、柔道整復師として必要な知識及び技能について、都道府県知事が行なう。

(柔道整復師試験委員)

第十一条 都道府県に、試験の事務をつかさどらせるため、柔道整復師試験委員(以下「試験委員」という。)を置く。

2 試験委員は、柔道整復に關し学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 前二項に定めるものは、試験委員に關し必要な事項は、都道府県知事が定める。

(受験資格)

第十二条 試験は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者で四年(同法第五十六条第一項に規定する者)にあつては、二年)以上、文部大臣の指定した学校又は厚生大臣の指定した柔道整復師養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ、受けることができない。
(不正行為者の受験停止等)

第十三条 試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることが出来る。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(政令等への委任)

第十四条 この章に規定するもののほか、学校又は柔道整復師養成施設の指定の取消しその他指定に關し必要な事項は政令で、試験の科目、受験手続その他試験に關し必要な事項は厚生省令で定める。

第四章 業務

(業務の禁止)

第十五条 医師である場合を除き、柔道整復師でなければ、業として柔道整復を行なつてはならない。
(外科手術、薬品投与等の禁止)

第十六条 柔道整復師は、外科手術を行ない、又は薬品を投与し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない。

(施術の制限)

第十七条 柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。

(都道府県知事の指示)

第十八条 都道府県知事は、衛生上害を生ずるおそれがあると認めるときは、柔道整復師に対し、その業務に關して必要な指示をすることができる。

2 医師の団体は、前項の指示に關して、都道府県知事に意見を述べることが出来る。

第五章 施術所

(施術所の届出)

第十九条 施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の氏名その他厚生省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならぬ。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

(施術所の構造設備等)

第二十条 施術所の構造設備は、厚生省令で定める基準に適合したものでなければならぬ。

2 施術所の開設者は、当該施術所につき、厚生省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。

(報告及び検査)

第二十一条 都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長。以下第二十二条において同じ。)は、必要があると認めるときは、施術所の開設者若しくは柔道整復師に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、施術所に立ち入り、その構造設備若しくは前条第二項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定によつて立入検査をする職員は、

その身分を示す証明書を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(使用制限等)

第二十二条 都道府県知事は、施術所の構造設備が第二十条第一項の基準に適合していないと認めるとき、又は施術所につき同条第二項の衛生上の措置が講じられていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、当該施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は当該構造設備を改善し、若しくは当該衛生上の措置を講ずべき旨を命ずることが出来る。

(再審査請求)

第二十三条 保健所を設置する市の市長が行なう第二十一条第一項又は前条の規定による処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることが出来る。

第六章 雑則

(広告の制限)

第二十四条 柔道整復の業務又は施術所に關しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問はず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所

二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

三 施術日又は施術時間

四 その他厚生大臣が指定する事項

2 前項第一号及び第二号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたつてはならない。

(あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等審議会の権限)

第二十五条 あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等中央審議会は、厚生大臣の諮問に応じ、第十二条に規定する柔道整復師養成施設の指定及び前条第一項第四号に規定する指定に関する重要事項を調査審議し、並びに文部大臣の諮問に応じ、第十二条に規定する学校の指定に関する重要事項を調査審議するものとする。

2 あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等地方審議会は、都道府県知事の諮問に応じ、第十条に規定する試験、第十八条第一項に規定する指示及び第二十二條に規定する処分に關する重要事項を調査審議するものとする。

第七章 罰則

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者

一 二万円以下の罰金に処する。

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたる者

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定に基づく業務の停止命令に違反した者

二 第十七条の規定に違反した者

三 第十八条第一項の規定に基づく指示に違反した者

四 第二十二條の規定に基づく処分又は命令に違反した者

五 第二十四條の規定に違反した者

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第七条又は第十九条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第二十七条第四号若しくは第五号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して

も、各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行前に附則第十二項の規定による改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号。以下附則第四項から附則第七項まで、附則第九項、附則第十三項及び附則第十六項において「旧法」という。)の規定によりなされた柔道整復師の免許若しくは免許の取消し、柔道整復師の業務の停止、柔道整復師試験、柔道整復業に係る施術所についての使用の制限若しくは禁止若しくは修繕若しくは改造の命令又はその他の処分は、それぞれ、この法律の相当規定によりなされた免許、免許の取消し、柔道整復師の業務の停止命令、試験、施術所についての使用の制限若しくは禁止若しくは改善命令又はその他の処分とみなす。

3 前項の場合において、この法律の相当規定により期間を定めなければならない処分であつて期間が定められていないものについては、この法律の施行後遅滞なく期間を定めなければならない。

4 旧法に基づき交付された柔道整復師免許証

は、この法律の規定により交付された免許証とみなす。

5 旧法に基づきあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律施行令(昭和二十八年政令第三百八十七号。以下附則第十四項において「旧施行令」という。)第三条の規定により作成された柔道整復師名簿は、第六条の規定により作成された柔道整復師名簿とみなす。

6 旧法の規定により厚生大臣が認定した柔道整復師に係る養成施設は、この法律の規定により厚生大臣が指定した柔道整復師養成施設とみなす。

7 この法律の施行前に旧法に基づきあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十四号。以下附則第八項、附則第十三項及び附則第十五項において「旧施行規則」という。)第二十三条の規定によりなされた柔道整復師試験の受験の禁止は、第十三条後段の規定によりなされた受験の禁止とみなす。

8 この法律の施行前に旧施行規則第二十四条の規定によりした届出は、第十九条の規定によりした届出とみなす。

9 都道府県知事は、内地(旧法附則第十八条に規定する内地をいう。以下この項において同じ。)以外の地で、その地の法令によつて、柔道整復術の免許鑑札を得た者であつて、昭和二十

二年法律第二百十七号。以下附則第四項から附則第七項まで、附則第九項、附則第十三項及び附則第十六項において「旧法」という。)の規定によりなされた柔道整復師の免許若しくは免許の取消し、柔道整復師の業務の停止、柔道整復師試験、柔道整復業に係る施術所についての使用の制限若しくは禁止若しくは修繕若しくは改造の命令又はその他の処分は、それぞれ、この法律の相当規定によりなされた免許、免許の取消し、柔道整復師の業務の停止命令、試験、施術所についての使用の制限若しくは禁止若しくは改善命令又はその他の処分とみなす。

3 前項の場合において、この法律の相当規定により期間を定めなければならない処分であつて期間が定められていないものについては、この法律の施行後遅滞なく期間を定めなければならない。

4 旧法に基づき交付された柔道整復師免許証

は、この法律の規定により交付された免許証とみなす。

5 旧法に基づきあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律施行令(昭和二十八年政令第三百八十七号。以下附則第十四項において「旧施行令」という。)第三条の規定により作成された柔道整復師名簿は、第六条の規定により作成された柔道整復師名簿とみなす。

6 旧法の規定により厚生大臣が認定した柔道整復師に係る養成施設は、この法律の規定により厚生大臣が指定した柔道整復師養成施設とみなす。

7 この法律の施行前に旧法に基づきあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十四号。以下附則第八項、附則第十三項及び附則第十五項において「旧施行規則」という。)第二十三条の規定によりなされた柔道整復師試験の受験の禁止は、第十三条後段の規定によりなされた受験の禁止とみなす。

8 この法律の施行前に旧施行規則第二十四条の規定によりした届出は、第十九条の規定によりした届出とみなす。

9 都道府県知事は、内地(旧法附則第十八条に規定する内地をいう。以下この項において同じ。)以外の地で、その地の法令によつて、柔道整復術の免許鑑札を得た者であつて、昭和二十

二年法律第二百十七号。以下附則第四項から附則第七項まで、附則第九項、附則第十三項及び附則第十六項において「旧法」という。)の規定によりなされた柔道整復師の免許若しくは免許の取消し、柔道整復師の業務の停止、柔道整復師試験、柔道整復業に係る施術所についての使用の制限若しくは禁止若しくは修繕若しくは改造の命令又はその他の処分は、それぞれ、この法律の相当規定によりなされた免許、免許の取消し、柔道整復師の業務の停止命令、試験、施術所についての使用の制限若しくは禁止若しくは改善命令又はその他の処分とみなす。

3 前項の場合において、この法律の相当規定により期間を定めなければならない処分であつて期間が定められていないものについては、この法律の施行後遅滞なく期間を定めなければならない。

4 旧法に基づき交付された柔道整復師免許証

昭和四十五年三月三十一日 参議院會議録第八号

自然公園法の一部を改正する法律案外一件

年八月十五日以後に内地に引き揚げたものに対しては、第三条の規定にかかわらず、当分の間、その履歴を審査して、免許を与えることができる。

10 旧国民学校令(昭和十六年勅令第百四十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を修了した者又は厚生省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、第十二条の規定の適用については、学校教育法第四十七条に規定する者とみなす。

11 旧中等学校令による中等学校を卒業した者又は厚生省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十二条の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項に規定する者とみなす。

(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律の一部改正)
12 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
第一条中「きゆう又は柔道整復」を「又はきゆう」に、「夫々」を「それぞれ」に、「きゆう師免許又は柔道整復師免許」を「又はきゆう師免許」に改める。

り師免許」に改める。

第二条第一項中「きゆう又は柔道整復」を「又はきゆう」に、「きゆう師又は柔道整復師」を「又はきゆう師」に改め、同条第五項中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験委員」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて同項の試験を受けることを許さないことができる。

第三条を次のように改める。
第三条 次の各号の一に該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者
- 二 伝染性の疾病にかかつている者
- 三 第一条に規定する業務に關し犯罪又は不正の行為があつた者
- 四 素行が著しく不良である者

第三条の二 都道府県知事は、あん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿及びきゆう師名簿を作成し、それぞれ、その都道府県の区域内に住所を有するあん摩マツサージ指圧師、は

り師又はきゆう師(以下施術者という。)の氏名、住所、本籍その他省令で定める事項を記載しなければならぬ。

第三条の三 施術者は、氏名、住所又は本籍を変更したときは、その日から一箇月以内に、その旨を住所地の都道府県知事に届け出なければならぬ。

第四条中「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下施術者という。)」を「施術者」に改める。

第五条中「及び柔道整復師」及び同条ただし書を削る。

第七条第一項中「きゆう業若しくは柔道整復業」を「若しくはきゆう業」に改める。

第九条中「取り消す」を「取り消すことができる」に改め、同条に次の二項を加える。

前項の規定により免許を取り消された者があつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えることが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

都道府県知事は、第一項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分を理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならぬ。

第九条の二 施術所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、業務に従事する施術者の氏名その他省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならぬ。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から十日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならぬ。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

第九条の三 施術所の構造設備は、省令で定める基準に適合したものでなければならぬ。

施術所の開設者は、その施術所につき、省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならぬ。

第十条第一項中「施術者」の下に「若しくは施術所の開設者」を加え、「その清潔保持若しくは規格に關して検査を」を「その構造設備若しくは前条第二項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査」に改める。

第十一条第一項中「免許証」を「並びに免許証」に改め、「並びに住所の届出」及び「に關する事項及び施術所の清潔保持又は規格」を削り、同条第二項を次のように改める。

都道府県知事は、施術所の構造設備が第九条の三第一項の基準に適合していないと認めるとき、又は施術所につき同条第二項の衛

生上の措置が講じられていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、その施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又はその構造設備を改善し、若しくは衛生上必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

第十二条に次のただし書を加える。

ただし、柔道整復を業とする場合については、柔道整復師法(昭和四十五年法律第 号)の定めるところによる。

第十二条の二第一項ただし書中「免許」の下に「(柔道整復師の免許を含む。)」を加え、同条第二項中「第十条」を「第九条の二」に改め、「前項に規定する者」の下に「又はその施術所」を加える。

第十二条の三に後段として次のように加える。
この場合においては、第九条第三項の規定を準用する。

第十二条の三各号を次のように改める。
一 精神病者又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者

二 伝染性の疾病にかかっている者

三 前条第一項に規定する医業類似行為の業務に關し犯罪又は不正の行為があつた者

四 素行が著しく不良である者

第十三条の次に次の二条を加える。

第十三条の二 次の各号の一に該当する者は、

二万円以下の罰金に処する。

一 第一条の規定に違反して、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうりを業とした者

二 虚偽又は不正の事実に基づいてあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者

三 第十二条の規定に違反した者

四 第十二条の三の規定に基づく業務禁止の処分違反した者

第十三条の三 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第五条又は第七条(第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第八条第一項(第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく指示に違反した者

三 第九条第一項の規定に基づく業務停止の処分違反した者

四 第十一条第二項(第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づく処分又は命令に違反した者

五 第十二条の三の規定に基づく業務停止の処分違反した者

第十四条を次のように改める。

第十四条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

四以下の罰金に処する。

一 第三条の三又は第九条の二第一項若しくは第二項(第十二条の二第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第六条の規定に違反した者

三 第十条第一項(第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十四条の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、第十三条の三第一号若しくは第四号又は前条第一号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附則第十八条中、「きゆう術又は柔道整復術」を「又はきゆう術に」、「夫々」を「それぞれ」に改める。

附則第十八条の二第二項中、「きゆう師又は柔道整復師」を「又はきゆう師に」、「きゆう師免許又は柔道整復師免許」を「又はきゆう師免許」に改める。

附則第十八条の二第二項中、「きゆう師又は柔道整復師」を「又はきゆう師に」、「きゆう師免許又は柔道整復師免許」を「又はきゆう師免許」に改める。

この法律の施行前に旧施行規則第二十三条の過規定

規定によりなされた旧法第二条第一項の試験の受験の禁止は、前項の規定による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に關する法律(以下附則第十六項までにおいて「新法」という。)第二条第六項後段の規定によりなされた受験の禁止とみなす。

14 旧施行令第三条の規定により作成されたあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿は、それぞれ、新法第三条の二の規定により作成されたあん摩マッサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿とみなす。

15 この法律の施行前に旧施行規則第二十四条(旧施行規則第二十六条の二)において準用する場合を含む。)の規定によりした届出は、新法第九条の二(新法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定によりした届出とみなす。

16 この法律の施行前に旧法第十一条第二項の規定によりなされた施術所についての使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改造の命令は、新法第十一条第二項の規定によりなされた使用の制限若しくは禁止又は改善命令とみなす。この場合において、当該処分のうち期間が定められていない処分については、都道府県知事(保健所を設置する市にあつては、市長)は、この法律の施行後遅滞なく期間を定めなければならぬ。

(あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師

法の一部を改正する法律の一部改正)

17 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「以下「一部改正法律」といふ。」を削り、「一部改正法律による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律」を「柔道整復師法(昭和四十五年法律第 号)による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」に改める。

附則第三項中「並びに第十四条」を「の規定並びにこれらの規定に係る第十三条の二から第十四条の二まで」に改める。

(あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律の一部改正)
18 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「この法律による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律」を「柔道整復師法(昭和四十五年法律第 号)による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」に改め、「第二項」の下に「並びに柔道

整復師法第二十五条第一項を加え、「新法第一条に掲げるもの」を「あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう及び柔道整復」に改める。

19 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

20 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項の表あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等中央審議会の項中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」に改め、「規定する処分」の下に「並びに柔道整復師法(昭和四十五年法律第 号)第十二条に規定する柔道整復師養成施設の指定及び同法第二十四条第一項第四号に規定する指定」を加え、「同法第二十一条」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二条第一項」に改め、「学校の認定」の下に「及び柔道整復師法第十二条に規定する学校の指定」を加える。

21 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)

の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第 号)」に改める。

22 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」に改める。

(沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部改正)

23 沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法(昭和四十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

関する法律」に改める。

〔佐野芳雄君登壇、拍手〕

○佐野芳雄君 ただいま議題となりました両法律案の委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

自然公園法の一部を改正する法律案は、国立公園または国定公園の海中の景観を保護するため、その公園の区域内に海中公園地区を指定して、必要な規制を行なうとするものであります。委員会における審議の経過は會議録によって御承知を願います。

採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、柔道整復師法案について申し上げます。柔道整復師の施術の対象は、もっぱら、骨折、脱臼の整復、打撲、捻挫等の負傷に限られておるものであります。法の体系としては、同じく医療類似行為であるということで、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師と同一の法律によって規制されているのであります。しかし、柔道整復業務の実態は、あんま師等の手技とは施術の方法

を異にいたしておきますので、これを別個の単
独法とし、柔道整復師法としよるとするものであ
ります。あわせて、業務の一そのの適正化を期す
るため、罰則の整備を行なうことといたしている
のであります。

委員会における審議の経過は会議録によって御
承知願います。

採決の結果、全会一致をもって可決すべきもの
と決定いたしました。

なお、全会一致をもって附帯決議を行ないまし
た。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ
れより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつ
て、両案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

昭和四十五年三月三十一日 参議院会議録第八号

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認
を求めるの件(衆議院送付)を議題とすることに御
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長近
藤信一君。

〔審査報告書は都合により第十一号末尾に
掲載〕

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承
認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十五年三月十九日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三殿

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和四十五年度収支予算、事業計画及
び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会昭和四十五年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和四十五年度収支予算

予算総則

第一条 昭和四十五年度収支予算の収入および支出を別表収支予算書のとおり定める。

第二条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の月額額は、カラーテレビジョン
放送を含まない受信の契約にあつては三二五円、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約にあつ
ては四六五円とする。ただし、二か月分を前納する者についての当該二か月分はそれぞれ三、
四六五円、五、一一五円とし、六か月分を前納する者についての当該六か月分はそれぞれ一、七三
五円、二、五六〇円とする。

第三条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第四条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむをえない場合に限り、経営委員会の
議決を経て、各項目において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼
此流用することができない。

第五条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充て
るため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

二 前年度予算総則第五条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる

自然公園法の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求め
るの件

官 報 (号 外)

きる。

第六条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

二 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならぬ。

第七条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部または全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の返還または設備の新設、改善に充てることができる。

二 前項に定めるもののほか、職員の内率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、または経費を予定より節減したときは、その増加額または節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第八条 前期繰越金が本予算において予定する金額に比し増減したときは、経営委員会の議決を経て、借入金の返還または設備の新設、改善に充てた経費を加減して使用することができる。

第九条 前年度の決算において収支欠損金を生じた場合は、本予算中事業支出を差し繰り補てんしなければならぬ。

第十条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券にかえることができる。

第十一条 国際放送ならびに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送ならびに選挙放送に關係ある経費の支出に充てることができる。

第十二条 業務に關係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に關係ある経費の支出に充てることができる。

昭和四十五年収支予算書

(事業収支)

(款) 事業 収入

九〇、九八三、五八五千円

(項) 受 信 料

八九、五一〇、一五五千円

交 付 金 収 入

一四八、九五五千円

雑 収 入

一、三三四、四七五千円

(款) 事 業 支 出

(項) 給 与

九〇、九八三、五八五千円

国 内 放 送 費

二六、九八二、四八五千円

国 際 放 送 費

二六、四九二、四一一千円

業 務 費

七四四、六七三千円

管 理 費

八、〇二六、〇八七千円

調 査 研 究 費

一〇、一三五、二五四千円

減 価 償 却 費

一、四八六、五二〇千円

関 連 経 費

一三、二九〇、〇〇〇千円

資 本 収 支 へ 繰 入 れ

二、四七〇、八五五千円

予 備 費

九五五、三〇〇千円

(資本収支)

(款) 資 本 収 入

四〇〇、〇〇〇千円

(項) 減 価 償 却 引 当 金

三〇、七三二、〇〇〇千円

事 業 収 支 か ら 受 入 れ

一三、二九〇、〇〇〇千円

前 期 繰 越 金 受 入 れ

九五五、三〇〇千円

固 定 資 産 売 却 収 入

三〇〇、〇〇〇千円

放 送 債 券 償 還 積 立 金 も と し 入 れ

二、七五〇、〇〇〇千円

放 送 債 券

四、〇七六、七〇〇千円

放 送 債 券

三、〇〇〇、〇〇〇千円

長期借入金	六、三六〇、〇〇〇千円
(款) 資本支出	三〇、七三二、〇〇〇千円
(項) 建設費	二二、七〇〇、〇〇〇千円
放送債券償還積立金繰入れ	一、四九〇、〇〇〇千円
放送債券償還金	五、一四二、〇〇〇千円
長期借入金返還金	一、四〇〇、〇〇〇千円

昭和四十五年度事業計画

一 計画概説

昭和四十五年度における日本放送協会の事業運営については、事業経営の長期的構想のもとに、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成にとめるとともに、すぐれた放送を実施して、国民の要望にこたえる。

(一) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるように、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の早期完成を目標に積極的に建設を行なう。また、ラジオにおいては、第二放送大電力局の整備を行なうほか、超短波放送局の建設を行なう。

(二) テレビジョン、ラジオ放送とも番組内容を充実刷新するとともに、カラーテレビジョン番組については、放送時間の拡充を行なう。また、超短波放送については、その特性を生かした番組の充実を図る。

(三) 放送番組の利用については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育面への利用の促進を図るとともに、社会教育面への利用について積極的に促進する。

(四) 受信契約者の普及については、社会情勢の変化に即応した営業活動を推進し、受信者の開発につとめるとともに、受信者の理解と協力をうるよう協会事業の周知、受信の改善を積極的に行ない、極力、受信契約者の維持増加を図る。

一方、受信料の免除については、新たに、母子寮、老人ホーム等社会福祉事業施設の入居者、重度の精神薄弱者を有する市町村民税非課税の世帯および青年の家、児童文化センター等の社会教育施設に対し、全額免除を行なうとともに、重度の肢体不自由者、重度の戦傷病者に対し、半額免除の措置を講ずる。

また、基地周辺に居住する受信者に対しては、受信環境の実情にかんがみ、免除範囲の拡大の措置を講ずる。

(五) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、放送時間を拡充するとともに、番組内容の充実刷新を行ない、放送効果の増大を図る。

(六) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を充実するとともに、その成果を広く一般に公開して、わが国放送文化の発展に資する。

(七) 経営管理については、事業規模の拡大と複雑化に対処し、経営全般にわたり業務の効率化を積極的に推進し、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。

二 建設計画

建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に八九億二、九〇〇万円、演奏所の整備に四八億六、四〇〇万円、放送設備の充実、改善に六七億三、五〇〇万円、研究設備の整備等に二二億七、二〇〇万円、総額二二七億円をもつて施行する。

(一) テレビジョン放送網計画

テレビジョン放送の難視聴地域の早期解消を図るため、総合、教育両テレビジョン局とも、草津等二四〇局の建設を完成し、一四〇局の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設八〇〇施設を設置する。

また、県域放送を実施するためのテレビジョン局神戸等三局を建設し、東京、大阪における

昭和四十五年三月三十一日 参議院會議録第八号 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めめるの件

UHFテレビジョン実験局の建設を完成するほか、放送所の自動化、非常用電源装置の整備等を行なう。

これらに要する経費は六六億七、八〇〇万円である。

(一) ラジオ放送網計画

超短波放送については、県域放送を実施する放送局を含め京都等五〇局の建設を完成し、五〇局の建設に着手するほか、名古屋等二局の増力を行なう。また、秋田第二放送大電力局の建設を完成するほか、非常用電源装置の整備等を行なう。

これらに要する経費は、二二億五、一〇〇万円である。

(二) 演奏所整備計画

経営の近代化と業務の集約化を行ない、事業運営の効率を高めるため放送センターの総合整備に着手する。

また、前年度に引き続き、札幌放送会館の整備を取り進めるほか、奈良、神戸等の放送会館の整備を行なう。

これらに要する経費は、四八億六、四〇〇万円である。

(三) 放送設備整備計画

放送番組の拡充に対処し、あわせて良質放送を実施するため、老朽の著しい放送設備を更新するほか、技術革新の進展に対応して設備の改善を行なうこととし、カラー放送設備、報道用取材機器、中継放送用機器等の整備を行なう。

これらに要する経費は、六七億三、五〇〇万円である。

(四) 研究設備、一般施設整備計画

新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器等の整備を行なうほか、業務の効率化のための機器の整備、宿舍の整備等を行なう。

これらに要する経費は、二二億七、二〇〇万円である。

三 事業運営計画

(一) 要員および給与

要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最少限の人員にとどめることとし、前年度一五、八一〇人に対し、業務の拡充、設備の増加等により二〇〇人増員し、総員を一六、〇一〇人とする。

これに要する給与は、総額二六九億八、二四八万五千円である。

(二) 国内放送

ア 放送番組については、テレビジョン放送において、総合放送は、一日一八時間の放送時間により、広く一般を対象とした番組を編成し、番組内容の向上刷新につとめ、教育放送は、一日一八時間の放送時間により、組織的、系統的な教育番組を中心に番組内容の充実強化を図る。また、カラーテレビジョン放送においては、放送時間を前年度の一日一時間三〇分に対し、二時間三〇分増加して、一日一四時間とする。

ローカル放送においては、一日一時間三〇分の放送時間により、地域社会に直結したニュース、報道、教養番組の充実を図る。

ラジオ放送においては、第一放送は一日一九時間、第二放送は一日一八時間三〇分の放送時間により、全般にわたり番組の刷新を図り、受信者の聴取態様に適合した効果的な番組の編成を行なう。

また、超短波放送は、一日一八時間の放送時間により、県域を基本とするニュース・インフォメーション番組等ローカル放送を充実強化するとともに、ステレオ放送等その特性を生かした番組の充実を図る。

このほか、放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまつて、学校教育面への

利用の促進を図るとともに、社会教育面への利用について放送視聴グループの総合的な育成等により積極的に促進する。

このため、番組関係に要する経費の総額は、一六六億三、四三五万五千円である。すなわち、番組制作に一四五億三、八六七万円、番組の編成企画その他に二〇億九、五六八万五千円である。

イ 放送施設の運用維持については、保守運用の効率化等により極力経費の節減を図ることとするが、置局による設備の増加等により、前年度五一億五、一一五万五千円に対し、二億一、五五三万八千円の増額となり、総額五三億六、六六九万三千円である。

ウ 通信施設関係については、前年度四四億四、三〇四万二千円に対し、四、八三二万一千円の増額となり、総額四四億九、一三六万三千円である。

以上より、国内放送費総額は、前年度二四九億四、一五六万九千円に対し、一五億五、〇八四万二千円の増額となり、総額二六四億九、二四一萬一千円である。

ロ 国際放送

国際放送については、放送時間を前年度の一日三六時間三〇分に対し、三〇分増加して、一日三七時間とし、南アジア・アフリカ向け放送について拡充を図るとともに、ニュース・インフォメーション番組の充実、国際放送の周知の強化等により放送効果の増大を図り、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与する。

このため、前年度七億二、四六〇万円に対し、二、〇〇七万三千円の増額となり、総額七億四、四六七万三千円である。

四 業務関係

業務関係については、社会情勢の変化に即応した営業活動を推進し、協会事業の周知の強化およびUHFテレビジョンの普及の促進、辺地共同受信施設の維持対策、電波障害対策等受信の改善を積極的に行ない、極力、受信契約者の維持開発につとめ、受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度六八億四、九〇四万八千円に対し、一一億七、七〇三万九千円の増額となり、総額八〇億二、六〇八万七千円である。すなわち、広報および受信改善関係に一一億四、〇二九万九千円、契約収納関係に六八億八、五七八万八千円である。

ロ 管理関係

管理関係については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減につとめるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、設備の増加等により、前年度一〇〇億一、九五八万九千円に対し、一億一、五六六万五千円の増額となり、総額一〇一億三、五二五万四千円である。すなわち、一般管理に一一億五、八七六万円、施設の維持管理に二六億三、一九二万五千円、職員の厚生保健に三四億四、八八〇万三千円、退職手当その他に二七億九、五七六万六千円である。

ハ 調査研究関係

調査研究関係については、番組面において、国民生活時間調査、国民世論調査、番組聴視状況調査ならびに意向調査等を行ない、技術面において、放送技術新分野の開発研究、放送衛星に関

昭和四十五年三月三十一日 参議院会議録第八号 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

する開発研究、UHFテレビジョンの改善研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行なう。

これらに要する経費は、一四億八、六五二万円である。

(ハ) 財務関係

以上のほか、事業運営のために必要な経費として、減価償却費一三三億九、〇〇〇万円、放送債券発行償還経費、支払利息、未収受信料欠損償却等の関連経費二四億七、〇八五万五千円、資本収支へ繰入れ九億五、五三〇万円および予備費四億円を計上する。

四 受信契約者数

(一) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区 分	昭和四十五年度	昭和四十四年度	増 減
年度初頭免除者数	一八、三三〇、〇〇〇	一六、三三九、〇〇〇	△ 一、九九一、〇〇〇
年度内新規契約者数	一、九六〇、〇〇〇	二、一八〇、〇〇〇	△ 二〇〇、〇〇〇
年度内廃止契約者数	三、五七〇、〇〇〇	三、一七〇、〇〇〇	△ 四〇〇、〇〇〇
年度内増加契約者数	△ 一、五五〇、〇〇〇	△ 一、〇一〇、〇〇〇	△ 五四〇、〇〇〇

イ 受信料免除者見込数

区 分	昭和四十五年度	昭和四十四年度	増 減
年度初頭免除者数	三三、三三〇、〇〇〇	一八、三三〇、〇〇〇	△ 一五、〇〇〇、〇〇〇
年度内新規免除者数	三、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	〇
年度内廃止免除者数	八、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	〇
年度内増加免除者数	△ 二五、〇〇〇、〇〇〇	△ 二四、〇〇〇、〇〇〇	△ 一、〇〇〇、〇〇〇

(ニ) カラー契約

ア 有料契約者見込数

区 分	昭和四十五年度	昭和四十四年度	増 減
年度初頭契約者数	三、五五〇、〇〇〇	一、六六九、〇〇〇	△ 一、八八一、〇〇〇
年度内新規契約者数	二、八〇〇、〇〇〇	一、九〇〇、〇〇〇	△ 九〇〇、〇〇〇
年度内廃止契約者数	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	〇
年度内増加契約者数	△ 四、三五〇、〇〇〇	△ 一、六六九、〇〇〇	△ 二、六八一、〇〇〇

イ 受信料免除者見込数

区 分	昭和四十五年度	昭和四十四年度	増 減
年度初頭免除者数	一、〇〇〇	三〇〇	△ 七〇〇
年度内新規免除者数	〇	〇	〇
年度内廃止免除者数	一、〇〇〇	七〇〇	△ 三〇〇
年度内増加免除者数	△ 一、〇〇〇	△ 七〇〇	△ 三〇〇

(参考)

有料契約者見込総数

区 分	普通契約者数	カラー契約者数	契約者総数
年度初頭契約者数	一八、三三〇、〇〇〇	三、五五〇、〇〇〇	二一、八八〇、〇〇〇
年度内増加契約者数	△ 一、五五〇、〇〇〇	△ 四、三五〇、〇〇〇	△ 二、八〇〇、〇〇〇
年度末契約者数	一六、三三九、〇〇〇	五、九五九、〇〇〇	二二、二九八、〇〇〇

昭和四十五年度資金計画

昭和四十五年度収支予算および事業計画に基づく本年度における資金計画は、次のとおりである。

一 本年度の入金額

受信料については、受信料収入予算八九五億一、〇一五万五千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額八八六億一、五〇五万三千円を予定する。

放送債券については、三〇億円発行による入金額二九億五、五〇〇万円、長期借入金については、六三億六、〇〇〇万円を予定する。

このほか、国際放送関係等交付金収入一億四、八九五万五千円、受入利息等雑収入一三億二、四四七万五千円、固定資産売却収入二七億五、〇〇〇万円、放送債券償還積立金もどし入れ四〇億七、六七〇万円、受信料前受金等五〇億七、六二二万四千円を見込む。

以上により入金額は、総額一、一一三億六四〇万七千円である。

二 本年度の出金額

事業経費七三七億六、七四三万円、建設経費二二七億円、放送債券の償還五一億四、二〇〇万円、長期借入金の返還一四億円、放送債券償還積立金へ繰入れ一四億九、〇〇〇万円、予備費四億円、支払利息等五六億二、六一八万八千円をあわせ出金額は、総額一、一〇五億二、五六一万八千円である。

三 資金の需要および調達を四半期にみれば、別表のとおりである。

別表

(単位 千円)

区 分	第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期	合 計
一 前期末資金有高	三,七〇〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇八	三,五五〇,五六一	三,五三二,〇九一	一三,二〇〇,〇〇〇
二 入 金	三,八〇〇,二八八	二四,四九二,〇四四	三〇,〇〇六,〇〇一	三,一九〇,〇三三	六八,四八八,〇〇〇
受 信 料	三,一五三,七三三	二〇,三二一,四三三	二四,八二二,三三五	二,二五七,六三三	六八,五五六,〇〇〇
放 送 債 券	〇	〇	九五,〇〇〇	一,九七〇,〇〇〇	二,〇六〇,〇〇〇
長 期 借 入 金	〇	〇	三,〇〇〇,〇〇〇	三,三三〇,〇〇〇	六,三三〇,〇〇〇
交 付 金 収 入	三六,八六〇	三六,八六一	三六,九七七	三六,二四七	一四六,九一五
雑 収 入	三三三,三〇八	三六八,四八九	三三三,二〇九	三三三,二〇九	一,三四四,二三五
固 定 資 産 売 却 収 入	一五,五〇〇	二,六一一,五〇〇	一,二五〇	一,一五〇	二,九一三,〇〇〇
放 送 債 券 償 還 積 立 金 も ど し 入 入 金	〇	〇	〇	四〇七,六七〇	四〇七,六七〇
前 受 金 等	一,一八〇,九一七	一,〇七四,五三三	八七七,〇九一	一,九四三,六八四	五,〇七六,二三四
三 出 金	三,九九九,六四〇	二四,四九二,三三〇	三〇,〇〇六,六六五	三三,〇三三,〇六五	一三〇,五五五,六八〇
事 業 経 費	一七,五九三,三三〇	一五,七〇〇,四八八	二二,三七〇,四九八	一九,〇六八,一〇九	七三,七七七,四三〇
建 設 経 費	三,七九九,六九九	四,六〇〇,五七〇	六,四二一,一〇六	七,八〇八,五七〇	二二,六二九,九〇五
放 送 債 券 償 還	六八〇,〇〇〇	一,六五〇,〇〇〇	九三六,〇〇〇	一,八七六,〇〇〇	五,一四二,〇〇〇
長 期 借 入 金 返 還	〇	〇	〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇
放 送 債 券 償 還 積 立 金 繰 入 金	〇	〇	〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇
予 備 費	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇
支 払 利 息 等	九〇,五七五	二,一〇八,二三三	一,三三六,一〇四	一,二七九,三六六	五,六六八,二七八
四 期 末 資 金 有 高	三,五〇〇,〇〇八	三,五五〇,五六一	三,五三二,〇九一	三,四八〇,〇九一	一三,〇六二,七八〇

意見書

日本放送協会昭和四十五年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する郵政大臣の意見書

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和四十五年度収支予算、事業計画および資金計画は、おおむね適当と認める。

昭和四十五年三月三十一日 参議院会議録第八号 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

なお、事業計画中、UHFテレビジョン放送局の建設については、UHFテレビジョン放送の免許方針との関連において、変更の必要が生ずる場合もあると考える。

また、協会は、事業計画等の実施にあたり、下記の点に十分配慮するとともに、公共放送事業者としての重大な社会的使命をいっそう強く自覚し、かつ、その運営が、国民の負担する受信料を基盤としてなされていることをあらためて認識して、業務全般にわたる能率の向上をはかり、経費の効率的使用と節減について、今後なおいっそうの努力を続けるべきである。

記

一 テレビジョン放送中継局の建設について、今年度は前年度を上回る建設数を計画しているが、なお相当数のテレビジョン放送の難視聴地域が残されている。一方、テレビジョン放送の社会にはたす役割がますます増大している今日において、テレビジョン放送の難視聴地域の早期解消をはかることは、協会に課せられた最大の使命であり、中継局の建設促進については、万難を排してその実現に努力すべきである。

また、収入が予算額に比し増加したときは、その増加額は、極力テレビジョン放送の難視聴地域の解消をはかるための建設資金にふりむけるべきである。

二 今年度より経営の近代化と業務の集約化のための、放送センター総合整備計画が着手されることになるが、その実施にあたっては、慎重にこれを進めるとともに、事業運営の効率を高め、経営の近代化に資するという所期の目的が最大限に発揮されるよう、十分に配慮すべきである。

〔近藤信一君登壇、拍手〕

○近藤信一君 たいま議題となりました案件は、日本放送協会の昭和四十五年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めようとするものであります。

その概要を申し上げますと、収支予算の規模は、事業収支で九百九億八千万円、資本収支は三百七億三千万円となっております。

また、事業計画は、その重点をテレビ、ラジオ両放送網の建設、放送番組の刷新、充実、教育、教養番組の利用促進等に置いております。

通信委員会におきましては、慎重な審議を重ねましたが、特にカラーテレビの増加に伴う利益還元方策、高層ビル等人為的原因による電波障害の救済対策、長期経営構想の拡大修正問題等の諸点について熱心な質疑が行なわれました。

かくして質疑を終わり、討論、採決の結果、全会一致をもってこれを承認すべきものと決定いたしました。

次いで、本件に関し、日本社会党永岡委員提出の六項目にわたる附帯決議案を委員会の決議とすることに全会一致をもって決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本件は承認することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午後六時五十六分散会

那 祐一君	青木 一男君	西村 関一君	塚田十一郎君	鶴園 哲夫君	野上 元君	外務大臣	愛知 揆一君
重政 庸徳君	迫水 久常君	鈴木 強君	占部 秀男君	山本伊三郎君	松永 忠二君	大蔵大臣	福田 赳夫君
藤田 正明君	宮崎 正雄君	小柳 勇君	斎藤 昇君	北村 暢君	横川 正市君	文部大臣	坂田 道太君
亀井 善彰君	上田 哲君	増原 恵吉君	赤間 文三君	矢山 有作君	中村 英男君	厚生大臣	内田 常雄君
和田 静夫君	松本 英一君	廣瀬 久忠君	近藤 信一君	久保 等君	岡 三郎君	農林大臣	倉石 忠雄君
石原慎太郎君	長田 裕二君	大和 与一君	森中 守義君	永岡 光治君	亀田 得治君	通商産業大臣	宮澤 喜一君
安永 英雄君	竹田 四郎君	阿具根 登君	須藤 五郎君	松澤 兼人君	小林 武君	運輸大臣	橋本登美三郎君
杉原 一雄君	栗原 祐幸君	野坂 参三君	春日 正一君	大矢 正君	足鹿 覺君	郵政大臣	井出一太郎君
熊谷太三郎君	川上 為治君	岩間 正男君	達田 龍彦君	田中 一君	木村禮八郎君	労働大臣	野原 正勝君
温水 三郎君	小野 明君	前川 且君	戸田 菊雄君	藤原 道子君	加藤シツエ君	建設大臣	根本龍太郎君
森 勝治君	鈴木 力君	竹田 現照君	山崎 昇君	羽生 三七君		自治大臣	秋田 大助君
中村 波男君	山本 杉君	村田 秀三君	川村 清一君	國務大臣		國務大臣	荒木萬壽夫君
谷口 慶吉君	米田 正文君	田中寿美子君	沢田 政治君	内閣総理大臣	佐藤 榮作君	國務大臣	佐藤 一郎君
佐野 芳雄君	林 虎雄君	瀬谷 英行君	吉田忠三郎君	法務大臣	小林 武治君	國務大臣	中曾根康弘君

昭和四十五年三月三十一日 参議院會議録第八号

国務大臣	西田 信一君
国務大臣	保利 茂君
国務大臣	山中 貞則君

昭和四十五年三月三十一日 参議院会議録第八号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円
 (送料共)

所 行 発

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
 大 蔵 省 印 刷 局
 電話 東京 五八二 四四一一(六代)